

令和7年度徳島支部健康保険料率について

令和7年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和7年度は、令和5年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.01%に据え置き
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

令和 7 年度都道府県単位保険料率算定のポイント

共通料率等

共通料率 (A + B - C)		4.65 %
	A. 第 2 号都道府県単位保険料率	3.90 %
	B. 第 3 号都道府県単位保険料率	0.78 %
	C. 収入等の率	0.03 %
第 1 号平均保険料率		5.35 %
計		10.00 %

- ・ 第 2 号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第 3 号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和 5 年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

令和7年度の徳島支部 健康保険・介護保険の保険料率

改定時期

令和7年3月分(4月納付分)より ※任意継続被保険者は、4月分(4月納付分)より

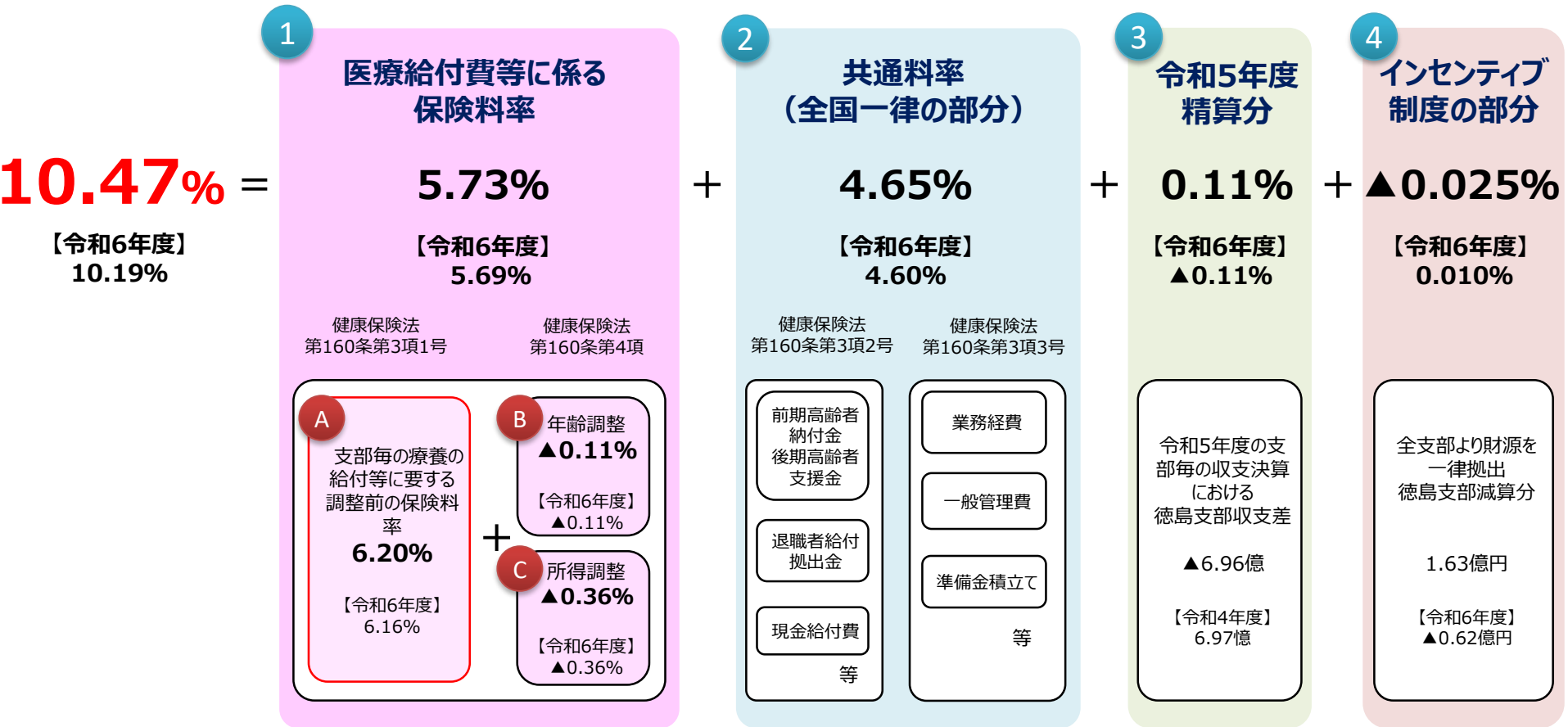
保険料率

	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康保険料率 (都道府県単位)	10.30%	10.28%	10.29%	10.43%	10.25%	10.19%	10.47%
	0.02%	▲0.02%	0.01%	0.14%	▲0.18%	▲0.06%	0.28%
	全国4位	全国7位	全国7位	全国6位	全国8位	全国10位	全国2位
介護保険料率 (全国一律)	1.73%	1.79%	1.80%	1.64%	1.82%	1.60%	1.59%

標準報酬月額30万円の被保険者の月額健康保険料は

31,410円(事業主と折半で**15,705円**) ※介護保険に該当しない場合

令和7年度の健康保険料率の仕組み



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

参考：協会けんぽの都道府県単位保険料率設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

地：地域差
年：年齢差
所：所得差

調整前の保険料率と全国一律の保険料率の差を3つの要素に分解し、その内の年齢差・所得差に該当する保険料率を取り除く(年齢調整・所得調整)(※1、2)。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

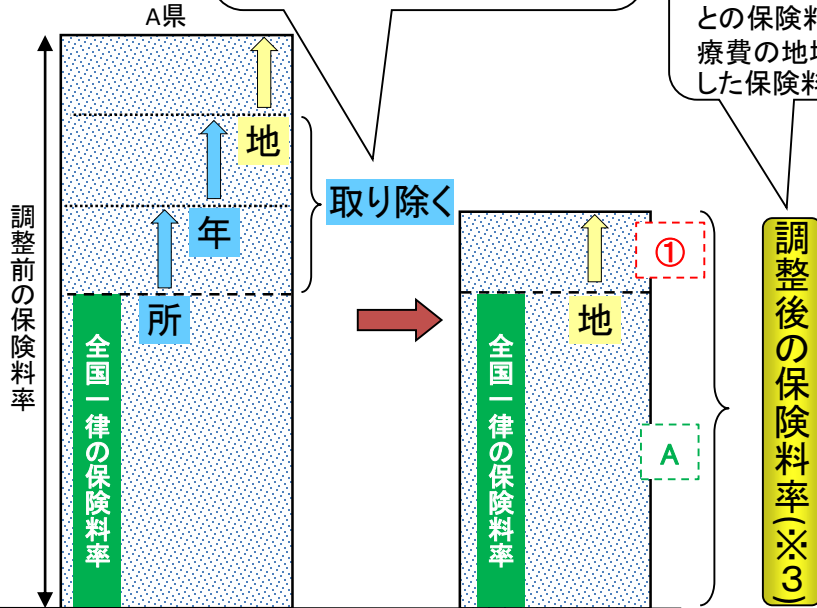
A県の保険料率

平均保険料率

A+B(=10%)

A県独自の保険料率

①+②+③%



(※1) 年齢構成割合の差「(A県)-(協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

(※2) 1人当たり所得の差「(協会平均)-(A県)」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

(※3) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

共通料率

B

参考：支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

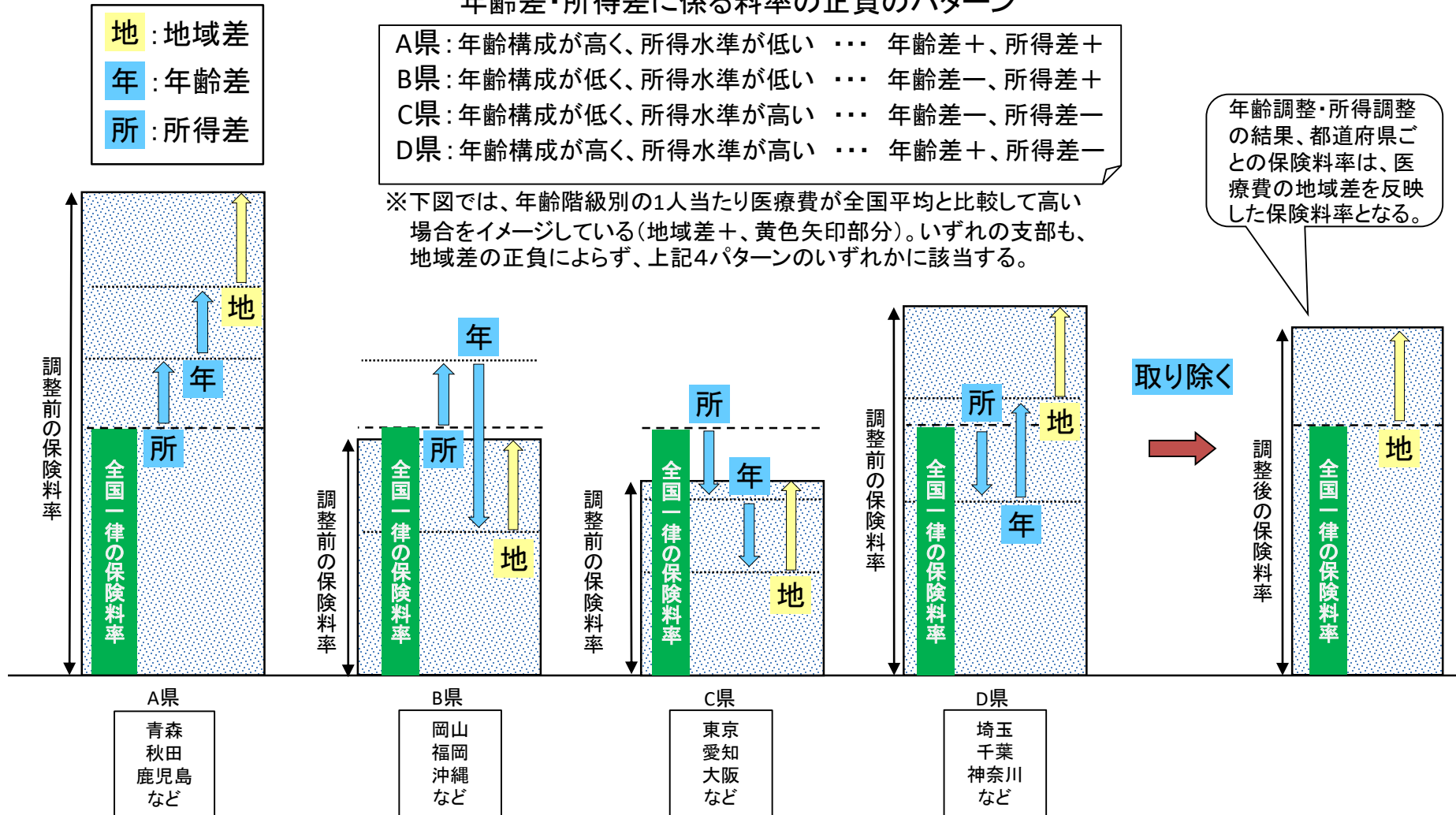
年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える（年齢調整・所得調整）ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

- A県：年齢構成が高く、所得水準が低い … 年齢差＋、所得差＋
- B県：年齢構成が低く、所得水準が低い … 年齢差－、所得差＋
- C県：年齢構成が低く、所得水準が高い … 年齢差－、所得差－
- D県：年齢構成が高く、所得水準が高い … 年齢差＋、所得差－

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている（地域差＋、黄色矢印部分）。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン